

農地法第3条第2項第5号括弧書の規定による別段の面積一覧表

令和2年3月31日

農林名	市町名	農業委員会名	別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
神戸	神戸市	神戸市農業委員会	10a	神戸市
	尼崎市	尼崎市農業委員会	10a	尼崎市
阪神	西宮市	西宮市農業委員会	5a	西宮市のうち、鷺林寺1丁目、鷺林寺2丁目、鷺林寺町の区域
			10a	西宮市（鷺林寺1丁目、鷺林寺2丁目、鷺林寺町を除く。）
	芦屋市	-	20a	芦屋市のうち、六麓荘町、朝日ヶ丘町、岩園町の区域
			50a	芦屋市（六麓荘町、朝日ヶ丘町、岩園町の区域を除く。）
	伊丹市	伊丹市農業委員会	10a	伊丹市
	宝塚市	宝塚市農業委員会	10a	宝塚市のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域
			30a	宝塚市（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域を除く。）
	川西市	川西市農業委員会	10a	川西市
	三田市	三田市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	三田市のうち1㎡区域を除く区域
猪名川町	猪名川町農業委員会	30a	猪名川町	
加古川	明石市	明石市農業委員会	10a	都市計画法第7条第1項による市街化区域
			30a	市街化調整区域
	加古川市	加古川市農業委員会	概ね1～5a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			20a	加古川市のうち、加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町及び米田町の区域
	高砂市	高砂市農業委員会	20a	高砂市
			40a	稲美町
	播磨町	播磨町農業委員会	20a	播磨町
加東	西脇市	西脇市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	西脇市のうち1㎡区域を除く区域
	三木市	三木市農業委員会	20a	三木市
			1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
	小野市	小野市農業委員会	40a	小野市のうち1a区域を除く区域
			1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
	加西市	加西市農業委員会	30a	加西市のうち1a区域を除く区域
			30a	加東市
	多可町	多可町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	多可町のうち1㎡区域を除く区域
姫路	姫路市	姫路市農業委員会	10a	姫路市のうち、家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域
			30a	姫路市（家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域を除く。）
	市川町	市川町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	市川町のうち1㎡区域を除く区域
	福崎町	福崎町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	福崎町のうち1㎡区域を除く区域
	神河町	神河町農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	神河町のうち1a区域を除く下記の区域 新田、作畑、大畑、越知、岩屋、猪篠、上小田、川上、長谷、栗、澗
30a	神河町（上記以外の区域）			
光都	相生市	相生市農業委員会	30a	相生市
	赤穂市	赤穂市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	赤穂市のうち1a区域を除く区域
	宍粟市	宍粟市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	1a区域を除く次の区域 宍粟市山崎町のうち、榎、大谷、上ノ（上ノ字北尾及び市道細野線以北の地域）、小茅野、塩山、大沢、塩田、一宮町のうち福知、繁盛地区（上岸田、百千家満、草木、千町、黒原、井内、横山、倉床）、波賀町のうち野尻以北（野尻、原有賀、原、日ノ原、音水、引原、鹿伏、戸倉、道谷）及び千種町のうち西河内、奥西山、西山、七野、下河野、鷹巣
	30a	宍粟市（上記以外の区域。）		
	たつの市	たつの市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	たつの市のうち1㎡区域を除く区域
	太子町	太子町農業委員会	30a	太子町
	上郡町	上郡町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
10a			上郡町のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域	
30a	上郡町（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域を除く。）			
佐用町	佐用町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地	
		30a	佐用町のうち1㎡区域を除く区域	
豊岡	豊岡市	豊岡市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			40a	豊岡市のうち1㎡区域を除く区域
	香美町	香美町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	香美町のうち1㎡区域を除く区域
新温泉町	新温泉町農業委員会	30a	新温泉町	
朝来	養父市	養父市農業委員会	1a(1㎡)	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	養父市のうち上記区域を除く区域
	朝来市	朝来市農業委員会	30a	朝来市のうち1㎡区域を除く区域
丹波	丹波篠山市	丹波篠山市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	丹波篠山市のうち1㎡区域を除く区域
	丹波市	丹波市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
10a			丹波市の区域のうち1aの区域を除く下記の区域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域以外の区域	
30a	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域			
洲本	洲本市	洲本市農業委員会	50a	洲本市全域
	南あわじ市	南あわじ市農業委員会	30a	南あわじ市のうち、福良、灘、沼島の区域
			50a	南あわじ市（福良、灘、沼島の区域を除く。）
	淡路市	淡路市農業委員会	30a	淡路市のうち、岩屋の区域
40a			淡路市のうち、塩田、志坂、中田、生穂、佐野、大町、仁井、野島、富島、浅野、青波、室津、尾崎、郡家、多賀、江井、山田、釜口、飯屋、浦及び楠木の区域	